

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三浦市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三浦市長

公表日

令和8年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>この事務は、次に掲げることを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 (2) 国民健康保険事業特別会計の経理に関すること。 (3) 国民健康保険税の賦課及び調定に関すること。 (4) 国民健康保険税の調査、統計及び報告に関すること。 (5) 国民健康保険の給付に関すること。 (6) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (7) 国民健康保険被保険者の特定健康診査及び特定保健事業に関すること。 (8) 国民健康保険被保険者等の資格の取得及び喪失に関すること。 <p>特定個人情報ファイルは、次に掲げる事務の処理に関して個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 (4) 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (6) 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第1項の保険料の賦課に関する事務 (7) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知その他の国民健康保険税の賦課に関する事務 (8) オンライン資格確認に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、中間サーバー、統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル、被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表の24及び44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表の1から4まで、9、10、14、22、23、24、26、35、42、44、59、61、83、85、94、97、100、105、115、117及び131の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第1条から第5条まで、第7条、第8条、第44条、第50条、第71条、第89条、第117条、第127条及び第133条)</p> <p>(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表4の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71条及び第73条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	三浦市 市民部 市民協働課 三浦市城山町1番1号 046-882-1111
-----	---------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	三浦市 保健福祉部 保険年金課 三浦市城山町1番1号 046-882-1111
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報を含む書類につき確認をする際には、4情報又は住所を含む3情報との確認を徹底している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び個人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーに関する知識の習得と情報セキュリティへの意識の向上を図るため、事務取扱者への研修及び特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修を年1回実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の1から5まで、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の42から45までの項	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の1から5まで、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の42から45までの項	事後	
令和4年7月20日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	この事務は、次に掲げることを行う。 (1) 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 (2) 国民健康保険事業特別会計の経理に関すること。 (3) 国民健康保険税の賦課及び調定に関すること。 (4) 国民健康保険税の調査、統計及び報告に関すること。 (5) 国民健康保険の給付に関すること。 (6) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (7) 国民健康保険被保険者の特定健康診査及び特定保健事業に関すること。 (8) 国民健康保険被保険者等の資格の取得及び喪失に関すること。 特定個人情報ファイルは、次に掲げる事務の処理に関して個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用する。 (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 (4) 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (6) 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第1項の保険料の賦課に関する事務 (7) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知その他の国民健康保険税の賦課に関する事務	この事務は、次に掲げることを行う。 (1) 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 (2) 国民健康保険事業特別会計の経理に関すること。 (3) 国民健康保険税の賦課及び調定に関すること。 (4) 国民健康保険税の調査、統計及び報告に関すること。 (5) 国民健康保険の給付に関すること。 (6) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (7) 国民健康保険被保険者の特定健康診査及び特定保健事業に関すること。 (8) 国民健康保険被保険者等の資格の取得及び喪失に関すること。 特定個人情報ファイルは、次に掲げる事務の処理に関して個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用する。 (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 (4) 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (6) 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第1項の保険料の賦課に関する事務 (7) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知その他の国民健康保険税の賦課に関する事務 (8) オンライン資格確認に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月20日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞 納管理システム、宛名・納付システム、中間 サーバー、統合宛名システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞 納管理システム、宛名・納付システム、中間 サーバー、統合宛名システム、国保総合システ ム及び国保情報集約システム、医療保険者等 向け中間サーバー	事後	
令和4年7月20日	I-3 個人番号の利用 法令 上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条及び別表 第一の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条及び第 24条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条及び別表 第一の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条及び第 24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月20日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の1から5まで、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条から第5条まで、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の42から45までの項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の1から5まで、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条から第5条まで、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の42から45までの項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和6年3月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の42から45までの項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の42から45まで及び121の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条</p>	事後	公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるため、「121」を追記した。
令和6年3月11日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和6年3月11日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月20日時点	令和6年2月15日時点	事後	国保情報集約システムの機器更改に伴う評価の再実施
令和6年3月11日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月20日時点	令和6年2月15日時点	事後	国保情報集約システムの機器更改に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)	(2) 国民健康保険法による 資格確認書、資格情報通知書 、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)	事後	
	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第一の16及び30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表の24及び44の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の1から5まで、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条から第5条まで、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の42から45までの項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表の1から4まで、9、10、14、22、23、24、26、35、42、44、59、61、83、85、94、97、100、105、115、117及び131の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第1条から第5条まで、第7条、第8条、第44条、第50条、第71条、第89条、第117条、第127条及び第133条)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表44の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71条及び第73条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年2月15日時点	令和8年2月28日時点	事後	
	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年2月15日時点	令和8年2月28日時点	事後	
	IV-8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV-8 人手を介在させる作業判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報を含む書類につき確認をする際には、4情報又は住所を含む3情報との確認を徹底している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び個人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事後	
	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		<p>マイナンバーに関する知識の習得と情報セキュリティへの意識の向上を図るため、事務取扱者への研修及び特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修を年1回実施している。</p>	事後	